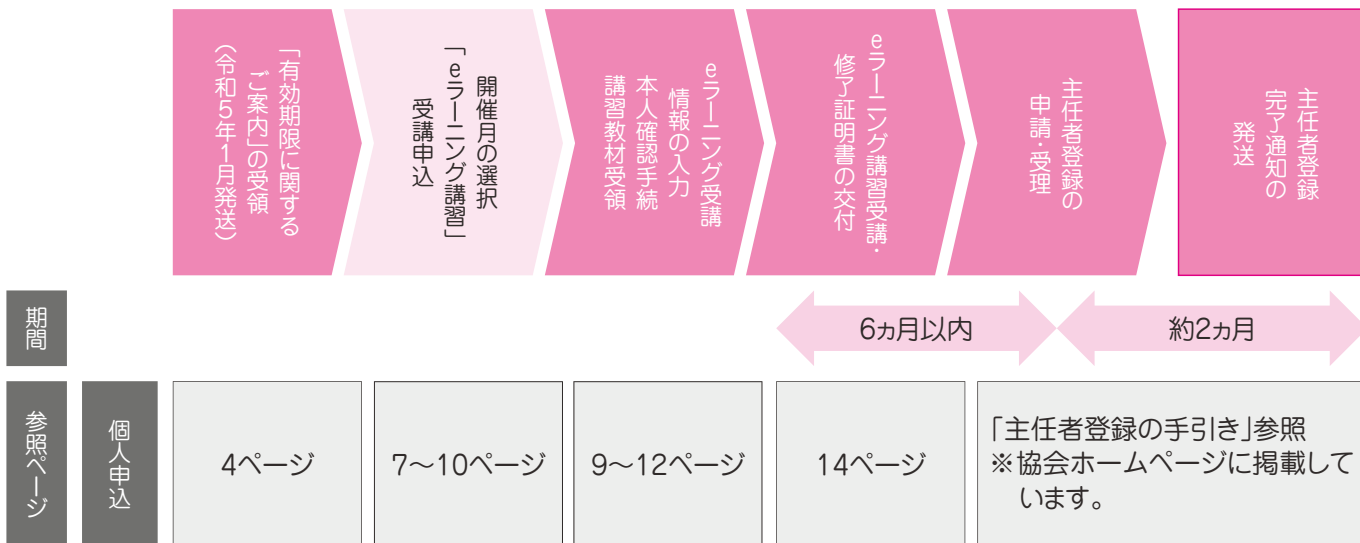


B eラーニング講習

1. 講習受講から主任者登録までの流れ

① 現在主任者登録を受けている方

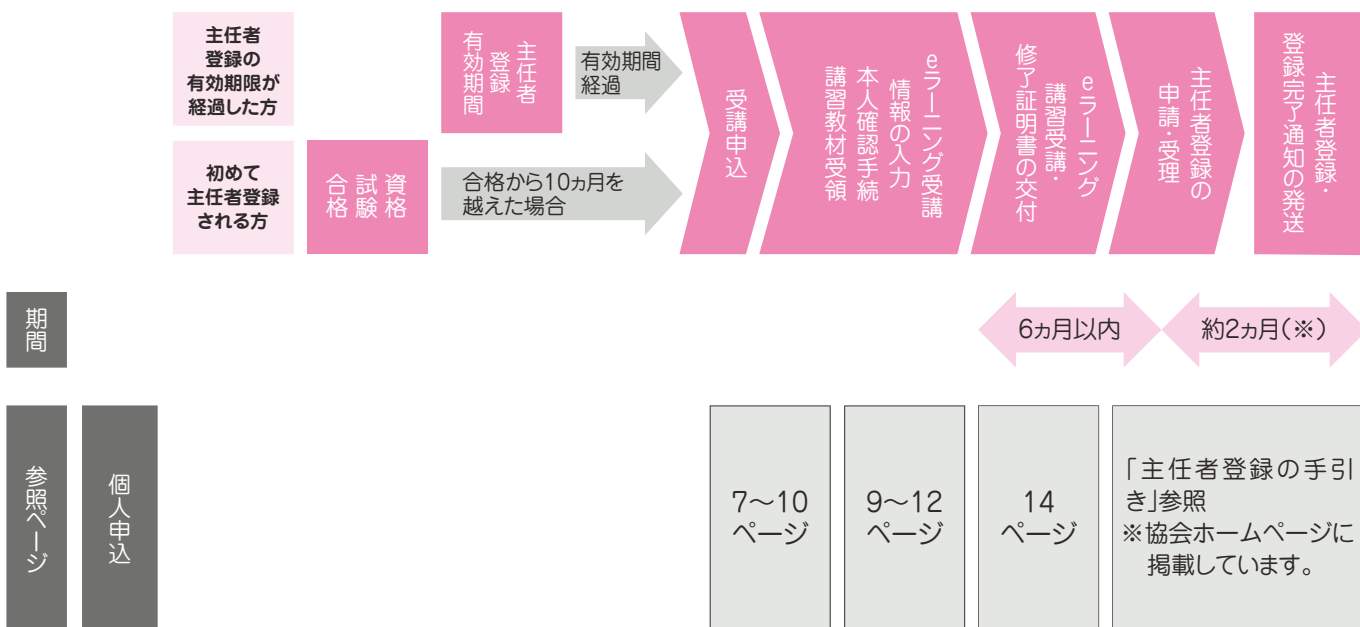


主任者登録の申請には、更新申請(P5図B)と更新申請以外(P5図A・C)があります。主任者登録更新を受けようとする方は、登録更新の申請可能期間(日数)を確認のうえ、受講申込を行ってください。

4 P 「登録更新の申請可能期間(日数)とは」参照

所属団体(会社)のある方は、登録の更新および講習受講について団体(団体責任者)にご確認ください。

② 初めて主任者登録を受ける方、主任者登録の有効期限が経過した方



主任者登録申請から登録完了通知が発送されるまで、最短でも2か月程度(上図※)を要します。

主任者登録が必要な時期と主任者登録完了までの期間を考慮し、受講月を選定してください。

過去に主任者であった方の場合、登録番号は変更され、新たな登録番号が付与されます。

主任者登録の申請は、講習受講日から6か月以内(登録申請の可能期間)に行う必要があります。

主任者登録更新のための受講月一覧(主任者登録有効期限別)

主任者登録更新を受けようとする方は、下表の「更新申請可能期間が2ヵ月以上となる受講期間」を参考に受講月を選定してください。

■「有効期限に関するご案内」の送付について

現在主任者である方には、下表の通り、「貸金業務取扱主任者の登録有効期限と登録講習に関するご案内」を送付しています。

主任者登録		「有効期限に関するご案内」の送付予定年月	更新申請可能期間が2ヵ月以上となる受講期間
登録完了日	有効期限		主任者登録の申請方法 個人申請
R2.11	R5.11	R5年1月	R5.01～R5.07
R2.12	R5.12		R5.02～R5.08
R3.01	R6.01		R5.03～R5.09
R3.02	R6.02		R5.04～R5.10
R3.03	R6.03		R5.05～R5.11
R3.04	R6.04		R5.06～R5.12
R3.05	R6.05		R5.07～R6.01
R3.06	R6.06		R5.08～R6.02
R3.07	R6.07		R5.09～R6.03
R3.08	R6.08		R5.10～R6.04
R3.09	R6.09	R5.11～R6.05	
R3.10	R6.10	R5.12～R6.06	
R3.11	R6.11	R6年1月	R6.01～R6.07
R3.12	R6.12		R6.02～R6.08
R4.01	R7.01		R6.03～R6.09
R4.02	R7.02		R6.04～R6.10
R4.03	R7.03		R6.05～R6.11
R4.04	R7.04		R6.06～R6.12
R4.05	R7.05		R6.07～R7.01
R4.06	R7.06		R6.08～R7.02
R4.07	R7.07		R6.09～R7.03
R4.08	R7.08		R6.10～R7.04
R4.09	R7.09	R6.11～R7.05	
R4.10	R7.10	R6.12～R7.06	

☞ 主任者登録更新の際の留意点

現在主任者として登録行政庁(*)に届出されている方は以下の事項に十分にご留意ください。

- ① 現在主任者として登録行政庁に届出されている主任者が、更新以外(P5図A・Cの期間の申請)で主任者登録を受けた場合は、登録番号が変更になるため、貸金業の登録事項の変更の届出事由(貸金業法第8条第1項前段)に該当し、貸金業者は当該変更届を登録行政庁に提出しなければなりません。
- ② 現在主任者として登録行政庁に届出をされている主任者が、P5図Cの期間で申請をした場合は、一旦現主任者登録が抹消されるため、主任者が不在または必要数未滿となる可能性があります。この場合、貸金業者は新たな主任者を設置し、変更届を登録行政庁に提出する必要があります。

上記を踏まえ、現在主任者として登録行政庁に届出されている方は、P5図Bの期間に申請(更新申請)されることをおすすめします。

*登録行政庁とは…貸金業者が貸金業の登録を受けている財務(支)局長または都道府県知事のこと。登録行政庁への主任者設置に関する届出は、貸金業者が行います。主任者個人として登録行政庁に届出をすることはありません。

☞ 登録更新の申請可能期間(日数)とは…

主任者登録更新の申請を行うことができる期間のこと。

主任者登録更新を受けようとする方は、登録更新の申請手続きに余裕を持つため、当該期間(日数)を2ヵ月(60日)以上確保することをおすすめします。

インターネット申込では、更新申請可能期間(日数)を画面上で確認し、受講申込することができます。

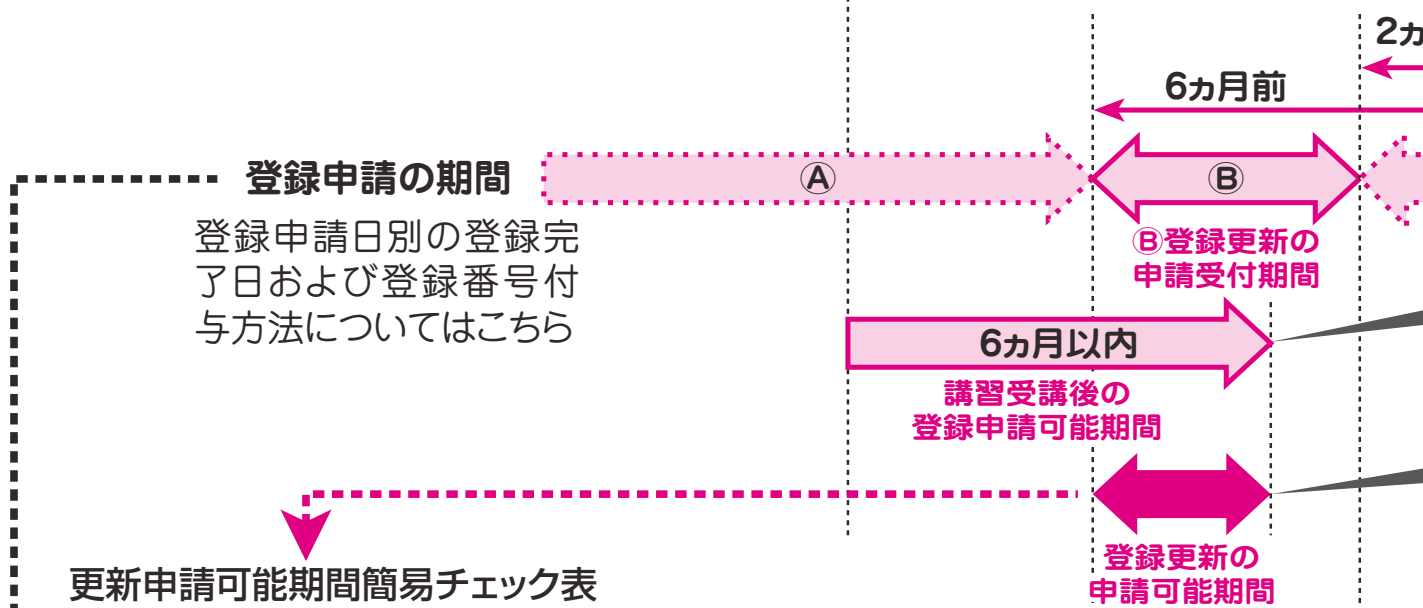
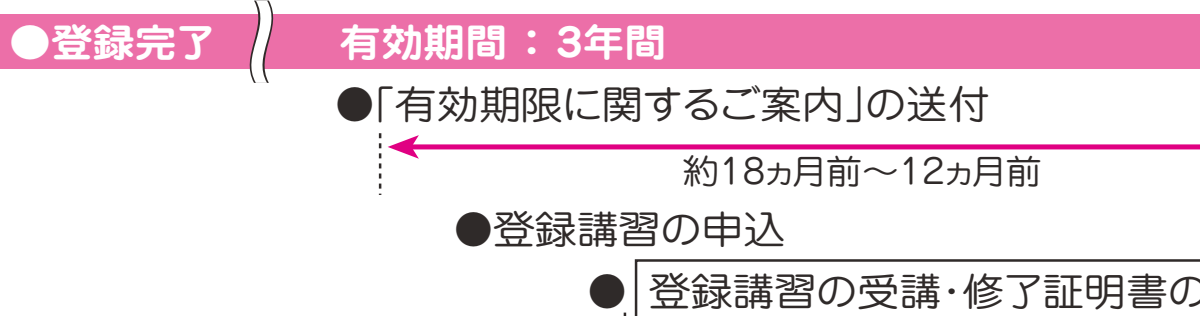
※協会ホームページTop>貸金業者取扱主任者試験・講習・登録>登録講習>講習受講から主任者登録までの流れ>登録申請の申請可能期間(日数)とは

	受講申込者が確認できる表示場所
	インターネット申込
更新申請可能期間	受講申込画面の申込確定時(P10参照)修了証明書(P14参照)
更新申請可能日数	受講申込画面の開催月選択時(P10参照)

主任者登録の更新に係る概要図(個人申込の場合)

現

現在の主任者登録



更新申請可能期間簡易チェック表

講習開催日が主任者登録有効期限の	更新申請可能期間	
	●個人申請	団体申請
12ヵ月より前	更新申請不可	更新申請不可
12ヵ月前～11ヵ月前	1日～1ヵ月間	1日～1ヵ月間
11ヵ月前～10ヵ月前	1～2ヵ月間	1～2ヵ月間
10ヵ月前～9ヵ月前	2～3ヵ月間	2～3ヵ月間
9ヵ月前～8ヵ月前	3～4ヵ月間	3ヵ月間
8ヵ月前～7ヵ月前	4ヵ月間	3ヵ月間
7ヵ月前～6ヵ月前	4ヵ月間	3ヵ月間
6ヵ月前～5ヵ月前	3～4ヵ月間	2～3ヵ月間
5ヵ月前～4ヵ月前	2～3ヵ月間	1～2ヵ月間
4ヵ月前～3ヵ月前	1～2ヵ月間	1日～1ヵ月間
3ヵ月前～2ヵ月前	1日～1ヵ月間	更新申請不可
2ヵ月未満	更新申請不可	更新申請不可

●登録更新の

更新後の有

【主任者登録更新の申請手順】

更新申請可能期間

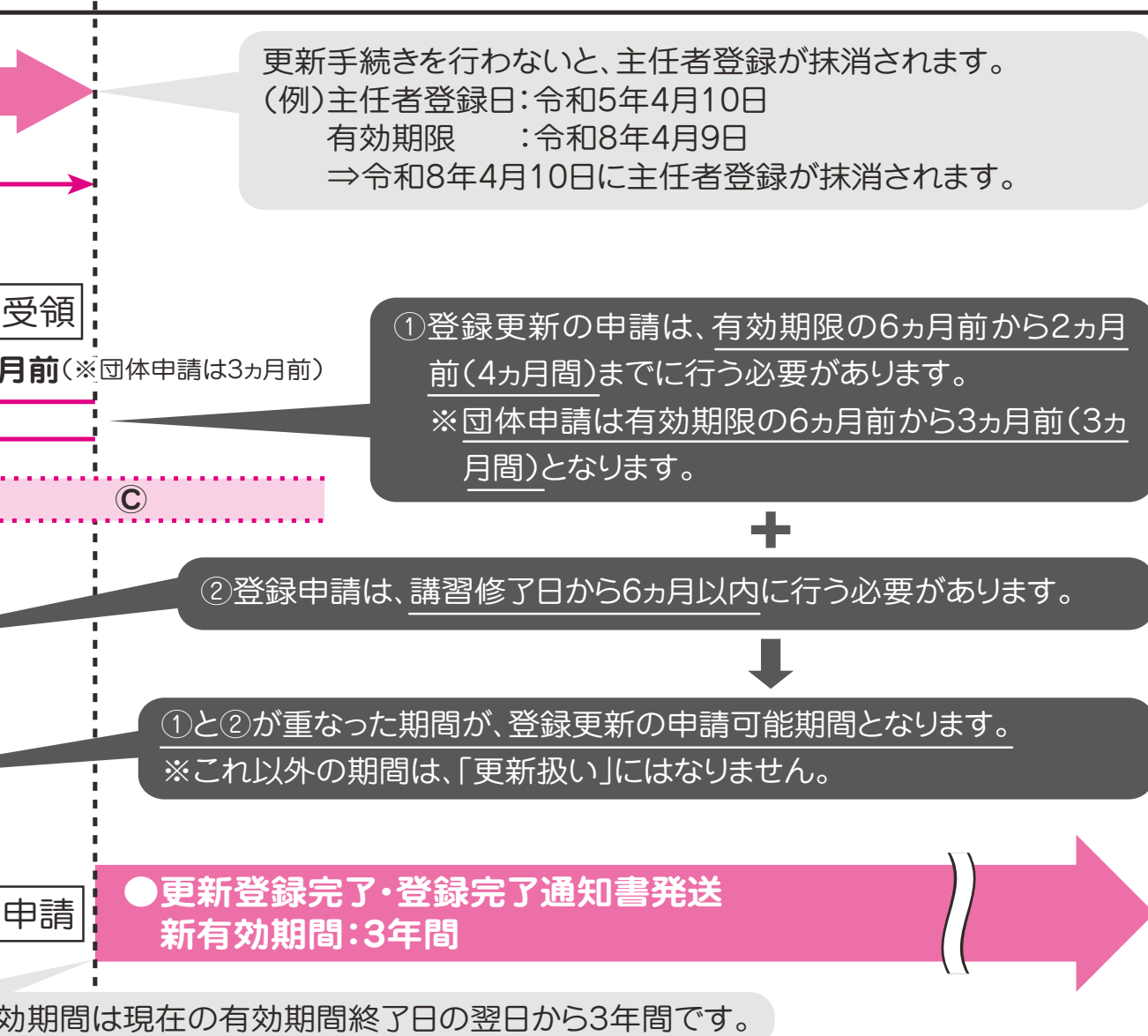
(i)主任者登録申請

(ii)主任者登録申請

イン

申請日	登録完了日	登録番号
① 有効期限の6ヵ月前より前の申請	登録事務完了日 (申請の受理から約2ヵ月後)	新たな登録番号
② 有効期限の6ヵ月前から2ヵ月前(団体申請は3ヵ月前)の期間の申請	現在の有効期間終了日の翌日	現行の登録番号
③ 有効期限の2ヵ月前(団体申請は3ヵ月前)より後の申請 <small>※主任者登録抹消後の申請も含む</small>	登録事務完了日 (申請の受理から約2ヵ月後)	新たな登録番号

現在の有効期限



主任者登録の更新を受けようとする方へ 登録講習の受講時期の目安

手続き(申請書類準備、送付等)に余裕を持つため、更新申請可能期間を2ヵ月以上確保することをおすすめします。

更新申請可能期間を2ヵ月以上確保するためには、

個人申請でされる方…有効期限の10ヵ月前～4ヵ月前の6ヵ月間に実施される講習を受講してください。

団体申請でされる方…有効期限の10ヵ月前～5ヵ月前の5ヵ月間に実施される講習を受講してください。

インターネット申込では、画面上で更新申請可能期間(日数)を確認し、受講申込することができます。

	その他
番号	現在の主任者登録の残存する有効期間は無効となります。
番号	
番号	現在の主任者登録の有効期間内の申請の場合でも、標準処理期間(2ヵ月間)を越えているため、現在の主任者登録の有効期限満了をもって一旦、主任者登録が抹消されます。(登録抹消通知が発送されます)